

# 「新・地域づくり推進基本方針」 策定に向けた検討について

第1回 地域づくり推進基本方針改定懇談会  
令和5年(2023年)7月27日

# 目次

- 1 これまでの取組経緯
- 2 現行の基本方針
- 3 八王子未来デザイン2040
- 4 モデル地区の取組を通して見えてきた  
課題と今後の取組の方向性
- 5 新・基本方針の検討にあたり
- 6 改定作業(スケジュール)

本資料に記載のある八王子市の政策・計画の一部について、外部リンクを設定しており、リンクから本市公式ホームページの該当資料を確認することができます。(外部リンクから確認できない場合は、補足資料を参照してください)

# 1 これまでの取組経緯

# 6つの地域区分

- 『八王子21プラン八王子市基本構想八王子市基本計画』  
平成元年(1989年)  
「地域ごとの個性や魅力が活かされ、各地域が役割分担をしながら、相互に補完しあい、全体として均衡の取れた豊かな自立都市」として、現行の6地域と同じ区分
- 『新八王子21プラン八王子市基本構想八王子市基本計画』  
平成11年(1999年)  
「地域ごとの個性や魅力が活かされ、各地域が相互に補完しあい、全体として均衡のとれた『みどり豊かな自立都市』が実現できるよう、行政区分の歴史的背景や現状を踏まえ6地域を設定」
- 『八王子ゆめおりプラン 基本構想基本計画』  
平成15年(2003年)  
「地域ごとの個性や魅力がいかされ、各地域が相互に補完しあい、全体として均衡のとれた『ふるさと八王子』が形成できるよう、市域を6つに区分することとし、それぞれの地域に応じたまちづくりを市民協働のもとですすめていくことを方針」

# 6つの地域区分

- 『八王子ビジョン2022』平成25年(2013年)

「本市の特長を活かしたまちづくりをすすめる観点から、市域を6つに区分し、そのうえでそれぞれの地域の個性をつなぎ、重ね合わせ、市民と行政との協働により八王子のまちづくりを行うことを基本方針」



# 中学校区

- 『八王子ビジョン2022(2018基本計画改定版)』

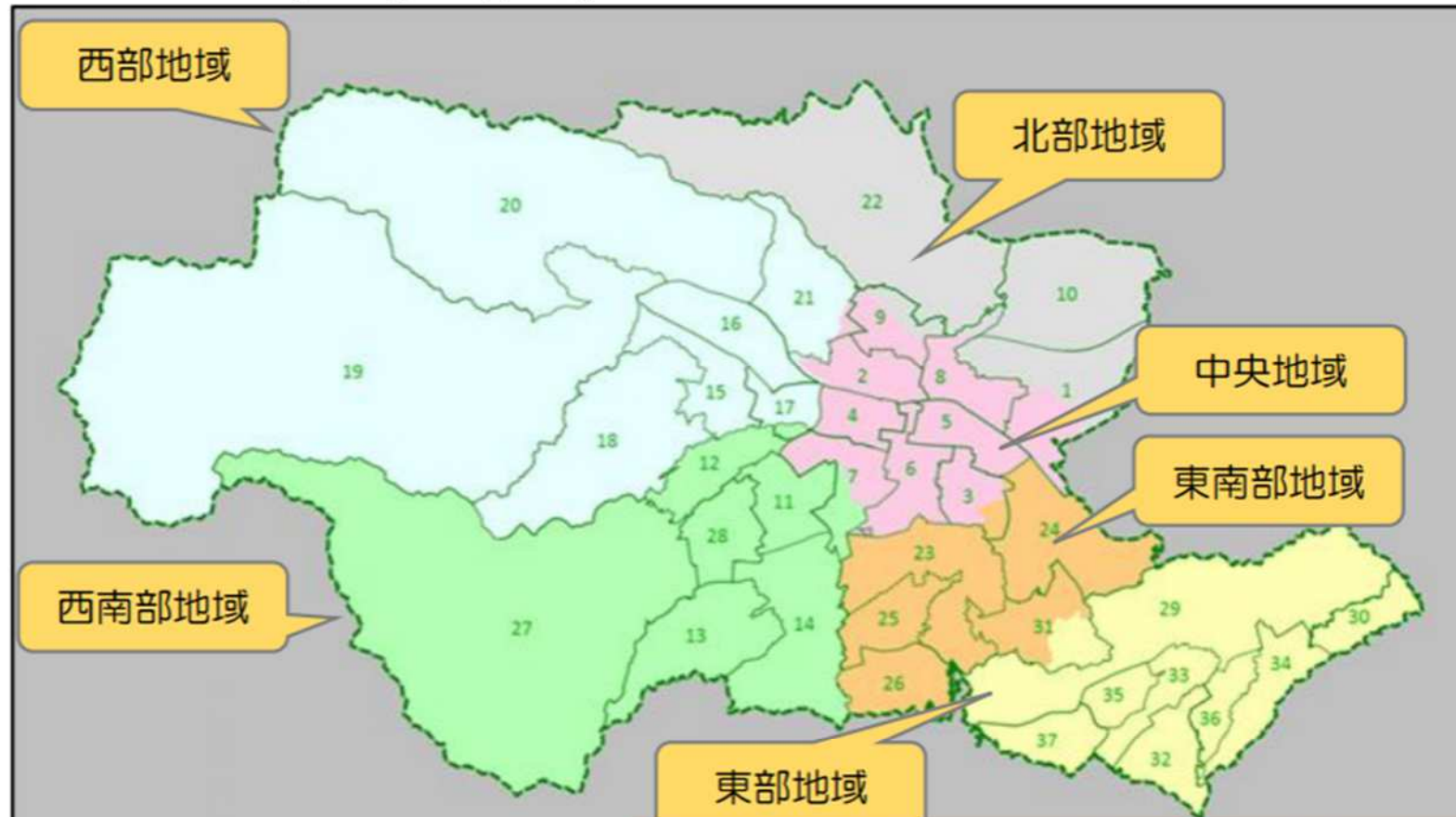
平成30年(2018年)

「それぞれの地域で抱える課題を共有し、合意形成をはかり解決していく単位として、地域の拠点となる施設への移動時間や移動方法も考慮し、**日常生活において顔の見える関係性をつくりやすい中学校区**をその圏域として取組をすすめていきます。」

(参考)『第3期八王子市地域福祉計画』平成30年(2018年)

- 地域住民による地域福祉活動を推進するための圏域といった側面からも福祉圏域をとらえるとなると、(中略)より細かい単位での設定が必要
- 厚生労働省の地域力強化検討会においても、“住民に身近な圏域”として中学校区を例示
- 市民にとってより分かりやすく、すでに一部の分野で活動区域となっている中学校区を福祉圏域の最小単位として設定

# 37の中学校区



No	中学校区名	No	中学校区名	No	中学校区名	No	中学校区名
1	第一中学校区	11	横山中学校区	21	楢原中学校区	31	中山中学校区
2	第二中学校区	12	長房中学校区	22	加住中学校区	32	南大沢中学校区
3	第三中学校区	13	館中学校区	23	由井中学校区	33	宮上中学校区
4	第四中学校区	14	桐田中学校区	24	打越中学校区	34	別所中学校区
5	第五中学校区	15	元八王子中学校区	25	みなみ野中学校区	35	上柚木中学校区
6	第六中学校区	16	四谷中学校区	26	七国中学校区	36	松木中学校区
7	第七中学校区	17	横川中学校区	27	浅川中学校区	37	鎌水中学校区
8	ひよどり山中学校区	18	城山中学校区	28	陵南中学校区		
9	甲ノ原中学校区	19	恩方中学校区	29	由木中学校区		
10	石川中学校区	20	川口中学校区	30	松が谷中学校区		

# 学校再編の取組 (学校施設の適正規模・適正配置)

- 『市立小・中学校の適正配置に関する基本方針』、

## 『市立小・中学校適正配置推進計画』平成21年(2009年)

本市がめざす教育を展望し、学校の規模や配置のほか、学校と家庭・地域の関係や通学環境など適正配置に関連する事項を含めて基本的な考え方

- 『市立小・中学校区再編基本方針』令和4年(2022年)

将来にわたり子どもたちの良好な教育環境を維持と安全安心な学校施設を未来につなぐことを目的に策定

基本方針1	小中一貫教育のさらなる充実を図るため、中学校区を基本単位として再編を検討する。
基本方針2	施設の老朽化に応じた整備方法を検討するとともに、地域の拠点づくりや各種公共施設との複合化を基本とする。
基本方針3	再編により学校の適正規模化を図る。



# 公共施設マネジメントの推進

- 『公共施設マネジメント基本方針』平成27年(2015年)

基本理念 市民と行政の協働により、将来にわたり  
住みよいまちづくりを実現する。

基本方針(6つの柱)

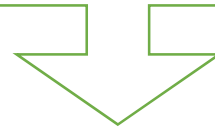
市民等との協働を進め、地域力を活かした施設の活用を推進  
安全・安心の確保とライフサイクルコスト(LCC)の縮減  
機能移転・統合によりサービスを充実  
公民連携を進め、地域や民間へ移譲  
公平な利用機会の確保  
全庁的な推進体制の整備

- 『公共施設等総合管理計画』平成29年(2017年)

将来にわたり市民ニーズに対応した行政サービスを安定的  
に提供していくため、公共施設等の維持管理、大規模修繕、  
更新などを長期的な視点で総合的かつ計画的に推進

# 公共施設マネジメントの推進

公共施設マネジメントの推進は、施設を実際に利用する地域の方々である町会自治会や学校運営協議会を中心に、PTA、青少対、民生・児童委員協議会などとの協働により進めていくことが必要。



平成31年度(2019年度)～

「(仮称)地域づくりのための学校を核とした公共施設再編方針」の策定に向けた検討を開始。



『地域づくり推進基本方針』令和2年(2020年)3月

## 2 現行の基本方針

『地域づくり推進基本方針』  
令和2年(2020年)3月

# 概要

- 誰もが安心して住み続けたいと感じられる「活力ある魅力あふれるまち」の実現に向けて、地域単位で課題を共有し、解決を目指すとともに、その過程で築き上げられた組織・コミュニティによって、地域が主体的に課題解決を目指す取組をすすめられるよう、その基本的な考え方や取組の方法などを示すもの。

## 地域づくりの定義

地域が主体的に地域の魅力や地域課題を把握し、地域課題の解決などのために協働していくしくみを構築すること

# 策定作業・プロセス

平成31年度(2019年度)

- 都市戦略部都市戦略課に地域づくり担当課長を設置(4月)
- 「地域づくり推進のための公共施設再編方針策定懇談会」の設置(5月)



- 骨子案・素案の策定
- パブリックコメントの実施

- 策定(3月)

令和2年度(2020年度)

- 未来デザイン室(地域づくり担当)の設置(4月)

# 背景と目的

- 近年、少子高齢化による人口減少やライフスタイルの変化などにより、地域が抱える課題が多様かつ複合化。
- 広大な市域を持つ本市では、地域ごとに歴史・産業・人口構造などが異なり、地域の課題もさまざま。

本市が誇る「市民力・地域力」を活かしながら、地域が主体的に課題を把握し、解決のために協働していくしくみを構築するために、基本方針を策定

# 地域づくりの課題

## 地域ごとに異なる課題への対応

地域ごとに異なる課題がある本市では、市民に身近な範囲で課題解決に向けた取組をすすめる必要。

## 地域の活動団体との連携

町会自治会などの地縁組織とともに、学校運営協議会やNPOなどの地域で活動する団体と連携しながら、取組をすすめることが必要。

## 地域活動の拠点づくり

地域に暮らす市民や団体などが地域の活動拠点として利用できるように、公共施設の複合化などを図りながら整備を進める必要。

# 推進に向けた基本的な考え方

## 地域づくりの推進に向けた体制づくり

市民や地域で活動する団体などとともに、自分たちの住む地域を知りながら、地域の課題を解決する方法などを検討するために、「地域づくり推進会議」を立ち上げる。

## 地域課題の解決に向けた計画づくり

地域づくり推進会議では、地域の歴史や文化、現状などを「地域カルテ」としてとりまとめる。これをもとに、地域で解決していく課題を設定し、解決を図るための「地域別推進計画」をつくる。

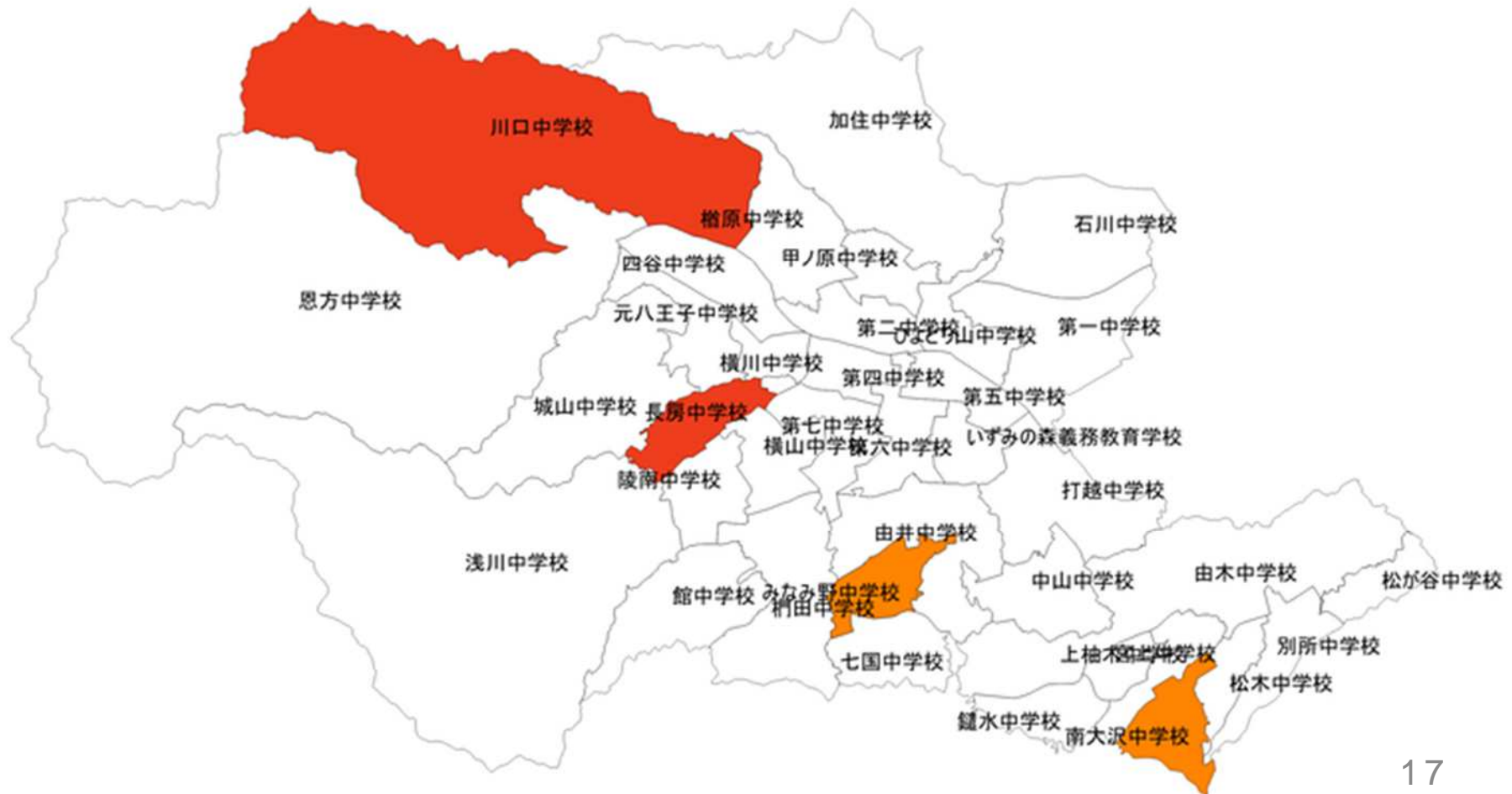
## 多様な市民が参画するしくみづくり

計画をつくるなかで、市民や地域の活動団体からの意見を広く取り入れるため、参加者同士で意見を出し合う「ワークショップ」や、地域で検討した内容を発信する「地域フォーラム」などを開催し、多くの市民が地域づくりに参加できるようなくみづくりをすすめていく。



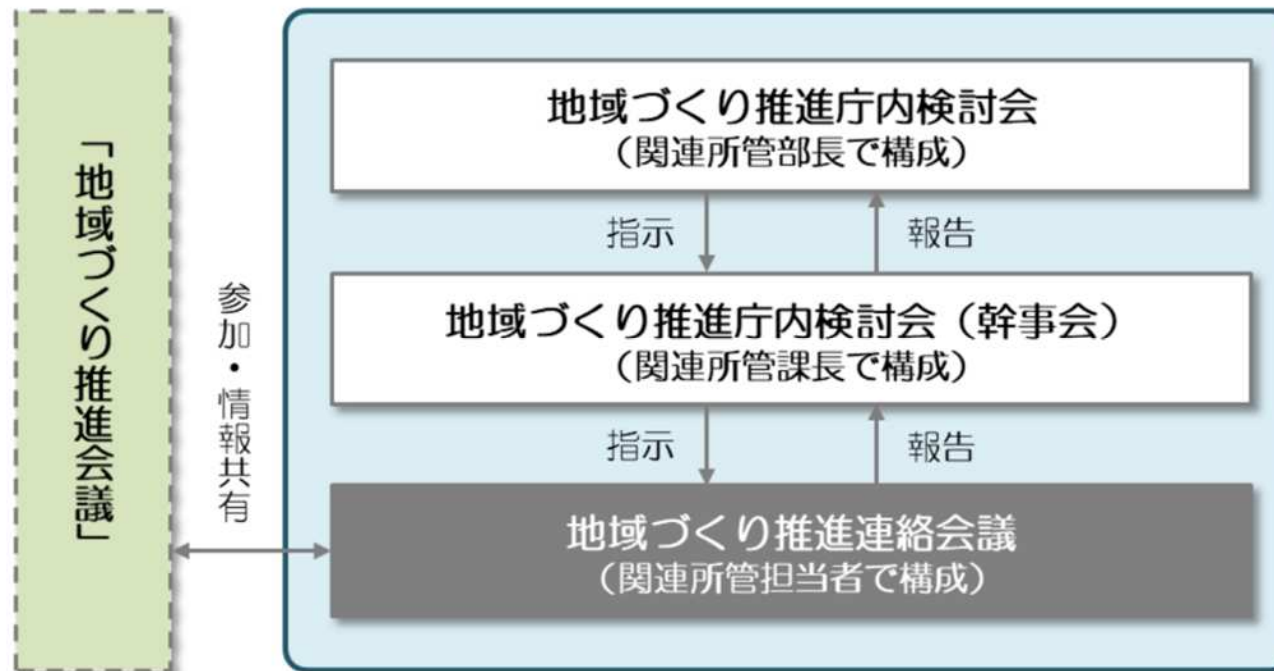
# 地域づくりの範囲

- 地域の活動拠点への移動なども考慮し、日常生活において顔の見える関係性をつくりやすい中学校区を範囲



# 庁内体制

- 中学校区における地域づくりの検討状況や、挙げられた地域課題などについて庁内横断的に情報を共有し、関係所管が地域づくり推進会議に参画して対応。



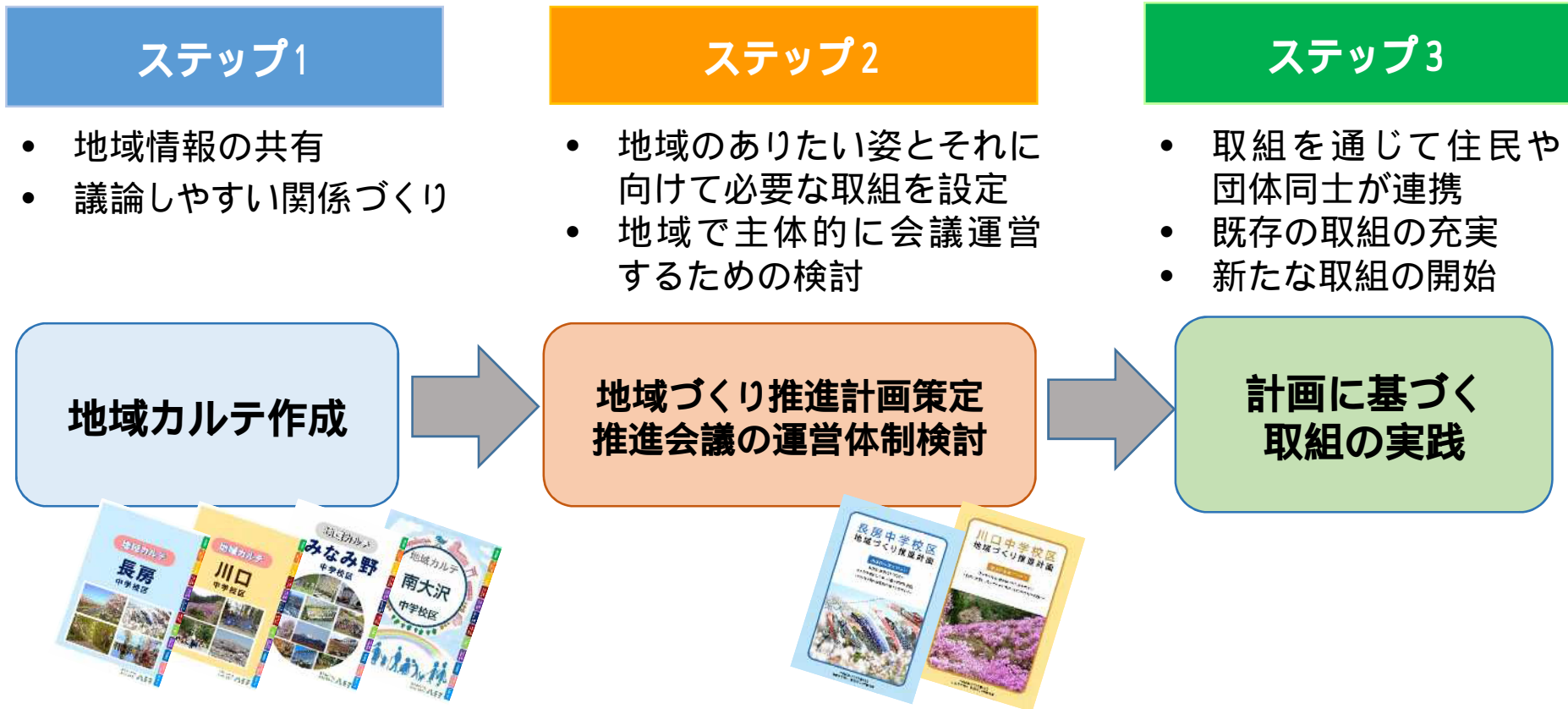
# 現行の基本方針に基づく取組

## • 地域づくりの取組経緯

年度	取組状況
R2・3 (2020・2021)	長期ビジョン(「八王子未来デザイン2040」)の策定に向けた中学校区別ワークショップの開催
R3(2021)	長房・川口中学校区に地域づくり推進会議を設置 みなみ野・南大沢中学校に地域づくり推進会議を設置
R4(2022)	地域づくり意見交換会を開催(地域づくり推進会議未設置の33中学校区において) 地域づくりフォーラムを開催

地域が抱える課題への対応状況や、老朽化、小規模化が喫緊の課題となる学校の立地などを勘案しながら、優先して取り組む中学校区として選定

# 現行の基本方針に基づく取組



地域のプラットフォームとして中学校区に設置する「地域づくり推進会議」において、多種多様な地域の活動団体や住民の方々が参加して、活発な議論を展開。

### 3 八王子未来デザイン2040

# 地域づくりと地域自治

- 『地域づくりがめざす未来像』令和4年(2022年)7月  
『八王子未来デザイン2040』の策定に先立ち、「みんなで目指す2040年の姿」に通じる地域づくりの未来像を策定。

## 必要性

地域を取り巻く環境や社会環境の変化等により、解決困難な課題が顕在化している状況に対応していくためには、**地域と行政の変革による「地域づくり」**を実現していく必要がある。

## 課題

- 地域のなかで孤立を深め、不安を感じる住民の増加
- 地域や住民のニーズが複雑化・多様化
- 地域や行政を安定的かつ持続的に維持・運営していくことが困難に

# 地域づくりと地域自治

## 地域づくりがめざす未来像

地域と行政それぞれの役割や責任を踏まえながら、地域と行政が協力して、未来像の実現に向けて取り組む。

### 地域にとっての未来像

多様なつながりをもとに  
安心して暮らせる地域社会

地域の自立性・主体性を発揮

将来にわたり暮らしを支える  
「新しい地域のつながり」

### 行政にとっての未来像

地域に対する支援体制の確立

圏域や中学校区単位での多様な  
施策・事業の展開

役割とニーズを踏まえた  
「地域公共サービス」の実施

# 地域づくりと地域自治

- 『[八王子未来デザイン2040](#)』令和5年(2023年)  
人口減少や人口構造の変化、デジタル技術の進展など大きく変化しており、社会環境が今後ますます複雑性を増し、将来予測がより困難な状況となるなかで、**「未来を拓く原動力」**として**「地域自治」と「共創」**を掲げる

**地域づくり**は、

**「地域自治」を推進するための取組として位置づけ**

(参考)

『八王子未来デザイン2040』では、厳しい社会環境の変化が見込まれる中で、「みんなで目指す2040年の姿」を実現するため、令和12年度(2030年度)までに重点的・分野横断的に取り組む内容として、「重点テーマ・取組方針」を定めている。

重点テーマ： 未来の主役づくり、未来へのつながりづくり、 未来に続く都市づくり



# 地域づくりと地域自治

- 『八王子未来デザイン2040』における“地域自治”

**地域のことを自分たちで考え、ともに行動することで  
みんなの幸せを実現していくこと。**

「人とひととの支えあい、つながり」は、本市の「まちづくりの基本理念」を定めるに当たっての重要な要素であり、その一つの具体的な形が地域コミュニティです。近年、地域活動の担い手の減少やライフスタイルの変化、単身世帯の増加などにより地域とつながるきっかけがない状況などから、地域コミュニティの活力低下が懸念されています。一方で、地域が抱える課題は、多様化・複合化しており、地域の実情を踏まえたきめ細かい対応に向けた持続可能な地域コミュニティの形成が求められています。

そこで本市では、地域が主体的に地域の魅力や課題を把握し、その向上や解決に向けて、地域の多様な活動団体や住民同士、地域と行政が協働していくための仕組みを構築する「地域づくり」を推進しています。

「地域づくり」では、日常生活において顔の見える関係性をつくりやすい中学校区を基礎単位としたうえで、地域の自立性・主体性を尊重しながら、地域単位での多様な施策・事業の展開をはかり、新しい地域のつながりを育み、行政組織のあり方や役割を再構築していきます。

「地域づくり」を通して、地域のことを自分たちで考え、行動することで、みんなの幸せを実現していく「地域自治」を推進し、地域と行政がともに未来へ向かって歩いていきます。

## 4 これまでの取組を通して見えてきた課題と今後の取組の方向性

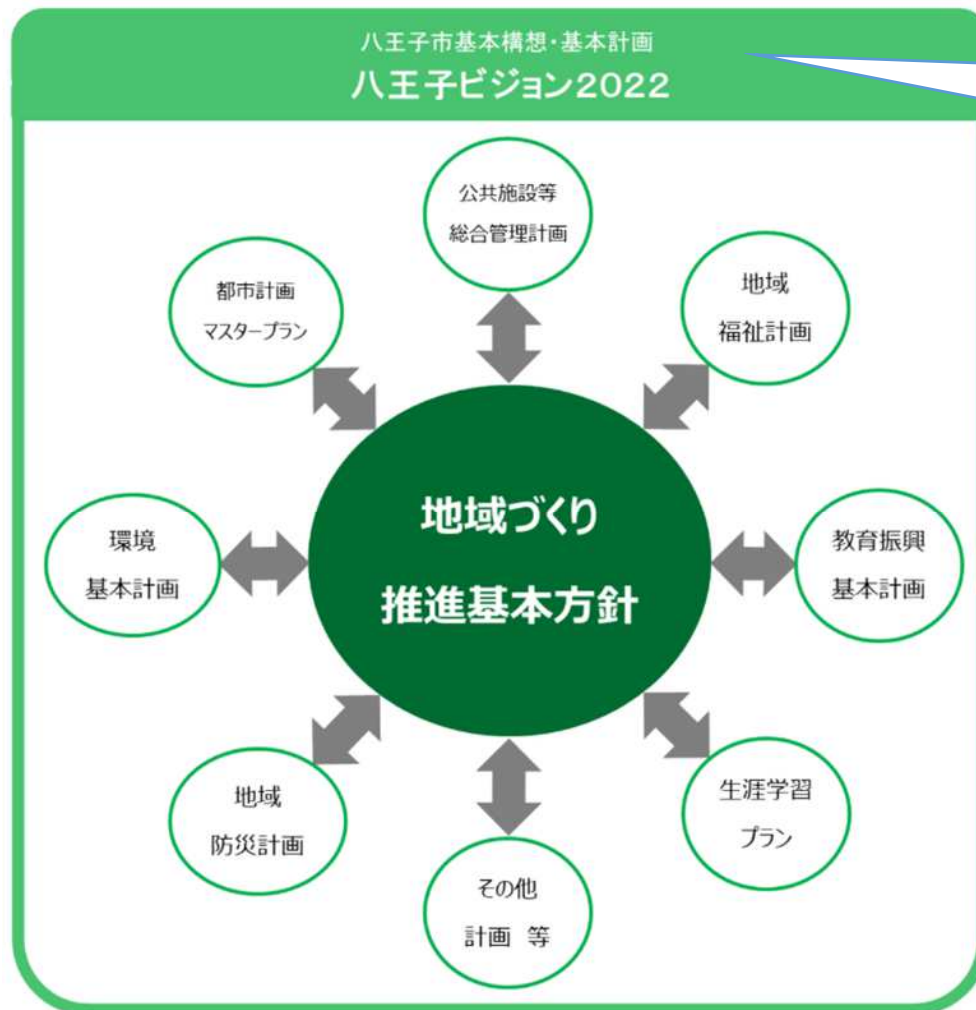
## 課題その1

地域づくりが目指す到達点のイメージや取組への理解度に地域・庁内にばらつきがある

『[八王子未来デザイン2040](#)』を上位計画として位置付け、本市がめざす「地域自治」の姿を複数パターン提示

既に各所管において地域との関わりをもって実施している事業・取組を踏まえ、分野別計画と地域づくりのさらなる連携を図る

# 基本方針の位置付け



令和5年度(2023年度)～

八王子市基本構想・基本計画  
八王子未来デザイン2040

未来を拓く原動力

地域  
自治

共創

地域のことを自分たちで  
考え、ともに行動すること  
でみんなの幸せを実現

## 課題その2

現時点では、「マルシェ」などのイベント・活動  
が中心になっており、  
地域課題を踏まえた行政視点の会議内容や  
取組が少ない

これまでのモデル地区をはじめとした地域づくり  
推進会議の取組を検証

地域づくりで取り組むべき課題を再整理

地域づくり推進会議において解決に向けて取り  
組む行政課題を設定



## 課題その3

推進会議のあり方や担っていく取組、参加者の役割などの確立

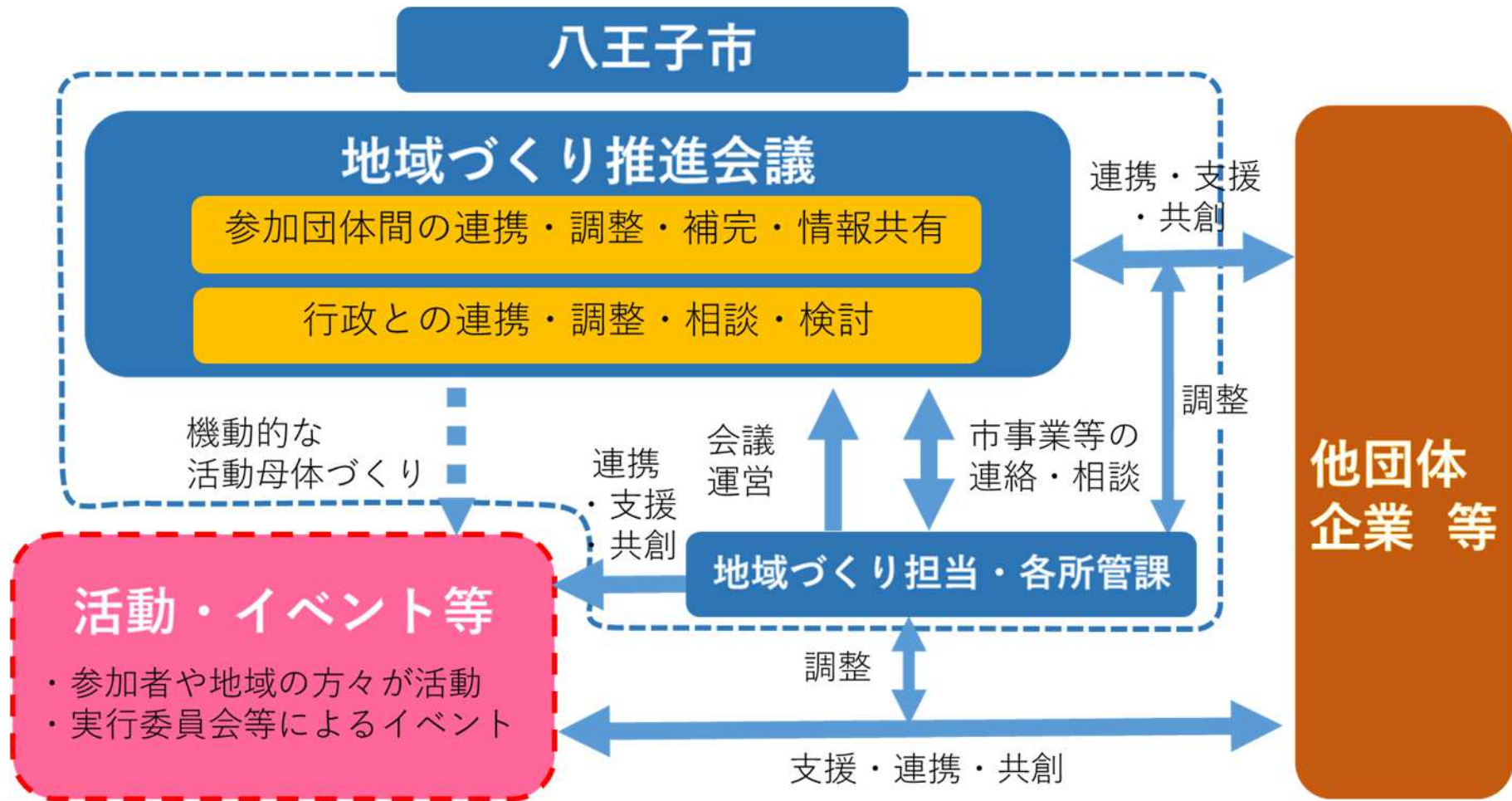
地域づくり推進会議の役割・機能を確立

「地域カルテ」及び「地域づくり推進計画」の作成  
目的の整理と柔軟な運用

計画策定後の活動を担う「地域づくり認定団体」  
制度の創設



# 地域づくりの推進体制





## 課題その4

コミュニティ・文化・福祉・教育・まちづくり等の地域活動を担っている既存団体等との連携や役割

既存団体の活動内容の把握・役割整理

(どのような団体・メンバーが、何のために、どのような活動を地域でしているのか)

地域づくり推進会議を通して、地域と行政のさらなる協働を推進していく

# 既存団体の役割

	役割(活動目的)
町会・自治会	町又は字の区域その他市町村内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体。 協力して、地域の安全・安心に取り組むとともに、住民の親睦を図り、住みよいまちづくりを築いていく。(市内に575団体)
住民協議会	市民センターを中心にコミュニティ活動を推進し、地域住民の文化と福祉の向上を図り、健康で明るく住みよいまちづくりに寄与することを目的。 (市民センターは17区域に設置)
学校運営協議会	保護者や地域住民等が一定の権限と責任を持って学校運営に参画することを通じて、地域に開かれ、信頼される学校づくりを進めるとともに、よりよい教育の実現を目的に設置する合議制の機関。
民生委員・児童委員	地区民児協相互の連携と、民生・児童委員相互の連携を図り、活動を充実・強化し、社会福祉の増進に寄与することを目的。 (区域は市内20地区で定員は計460名、非常勤特別職の地方公務員)
青少年対策地区委員会	各地域の実情に応じて、家庭・地域・学校が一体となった活動を行い、青少年をめぐる社会環境の浄化や青少年の健全育成を進める団体。 (中学校区域を単位に、37の地区委員会が組織。約2,500名の委員が各地域で活動)

## 課題その5

「地域づくり推進事業」の体制や「地域担当職員制度」の再構築

地域づくり担当が推進会議と庁内各課との間に入って、情報提供や投げかけを行うしくみを構築する

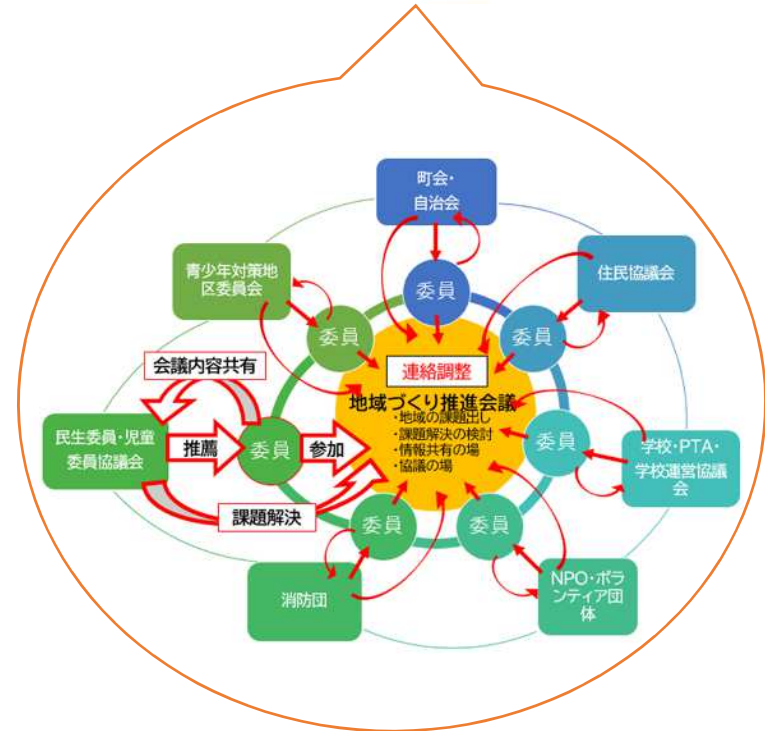
地域づくりや「地域自治」の推進に向けた各種庁内体制の検討

# 庁内推進体制の整備



- 地域づくりの目的や「地域自治」の姿に関する庁内共有
- さらなる庁内連携による地域づくり推進会議の活用
- 「地域自治」の姿を実現するために必要となる庁内体制の検討

- 例
- (仮称) 地域担当職員制度
  - (仮称) 地域づくりセンター



# 5 新・基本方針の検討にあたり

# 改定の基本的な考え方を提示

1. [「八王子未来デザイン2040」](#)において中長期的なビジョンが示されている中、『地域自治』の実現に向け、これまでの市民力・地域力のポテンシャルを高め、維持していくしくみを確立する。
2. 将来の予測(人口減少・担い手不足・地縁的組織の弱体化)に備える。
3. 地域づくりの取組は、基礎自治体としての自治のしくみそのものを見直すようなものではなく、多種多様な地域の活動団体や住民の連携を図り、行政とのさらなる協働に取り組むものであり、現時点において必ずしも条例制定を必要とするものではない。

# 改定の基本的な考え方を提示

4. 2030年度(令和12年度)までに全中学校区への 地域づくり推進会議の設置をめざすために、実運用を念頭に置き、経営計画(前期4年間)での方針をまとめる。
5. モデル地区をはじめとした先行設置地区の、地域づくり推進会議における課題の検証を並行して行い、必要に応じて柔軟に基本方針の見直しを行っていく。  
(=アジャイル型)

# 2040年を見据えた展開を提示

1. 本市がめざす「地域自治」のイメージを複数パターン提示する。

## ポイント

- 本市が目指す「地域自治」とはどのようなものか具現化

2. 全37中学校区への地域づくり推進会議設置（2030年度まで）に向けたステップ・要件を示す。

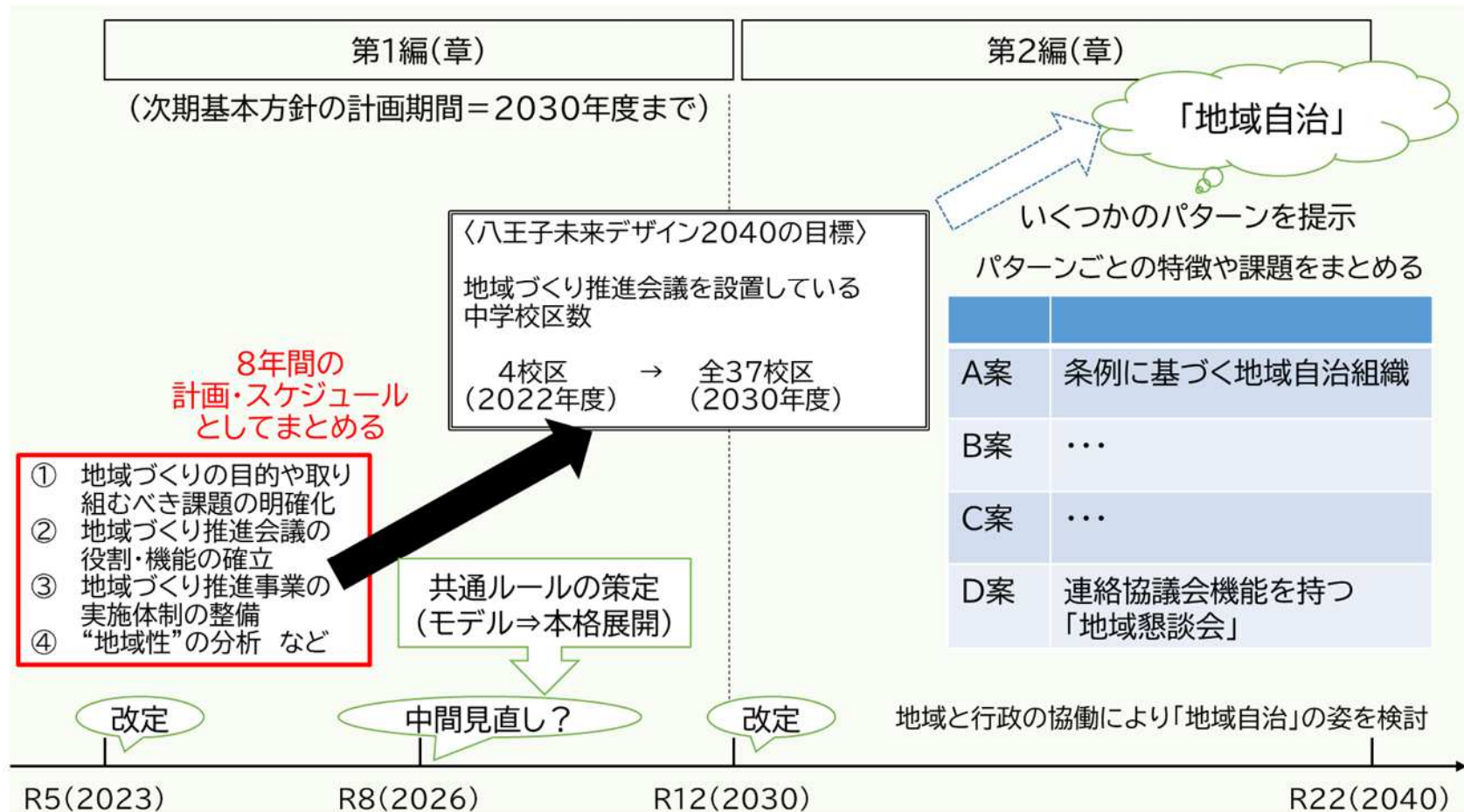
## ポイント

- 推進会議は何を担うのか
- 設置に向けた共通ルールづくり
- 推進会議も含めた本市の地域づくりのゴール



# 新・基本方針の全体像

資料2にて説明



## 6 改定作業(スケジュール)

# 外部懇談会の設置

## 目的

「地域づくり推進基本方針」の改定に外部有識者の意見・助言を反映することによって、内容を充実させ、さらなる地域づくりの推進を図る。

## 設置期間

令和5年(2023年)7月～令和6年(2024年)3月31日

**3～4回程度の開催**を想定。(検討状況により延長もありえる)

## 構成(案)

大杉 覚	東京都立大学法学部 教授
谷本 有美子	法政大学社会学部社会政策科学科 准教授
野副 弘毅	長房中学校区地域づくり推進会議参加者(元中学校PTA)
荒木 紀行	川口中中学校区地域づくり推進会議参加者(町会自治会)
野牧 宏治	みなみ野中学校区地域づくり推進会議参加者(NPO団体)
吉村 由美	南大沢中学校区地域づくり推進会議参加者(民生委員)
足立 純一	一般財団法人 八王子冒険遊び場の会 理事
田中 久乃	NPO法人 dattochi home 理事
他	庁内部課長職(市民活動推進部、福祉部、都市計画部、学校教育部)

# 推進会議での検討

## 課題の検証

設置以来、約2年間を経過している推進会議の様々な取組を振り返り、見えてきた課題を検証する。

(例) マルシェの開催、「共通テーマ」の検討、活動にあたっての制約条件、推進会議の役割・機能、短期的・中期的な目標、「地域カルテ」や「地域づくり推進計画」の作成

## 『地域自治』のモデルの検討

推進会議において、[「八王子未来デザイン2040」](#)に掲げる『地域自治』のモデルを検討する。

- 「地域のことを自分たちで考え、ともに行動する」ためには何が必要？（しくみ？資源？お金？人？）
- 「みんなの幸せ」とは？

# 「地域づくり推進基本方針」の改定に向けた庁内検討

## 基本方針改定に向けた庁内検討

- 「地域づくり推進庁内検討会」は廃止する。
- 基本方針改定の骨子案作成に向けて、市民活動推進部、福祉部、都市計画部及び学校教育部【関係4所管】と連携して検討する。

## 改定骨子案作成

- 総合経営部地域づくり担当にて、改定の基本的な考え方や2040年を見据えた展開をまとめた「改定骨子案」を作成する。
- 関係4所管と連携して2～3回程度検討を重ね、「改定骨子案」を外部懇談会に提示する。(必要に応じて、その他の所管とも調整)

## 外部懇談会との連携

関係4所管は、外部懇談会にも参加して議論に加わり、基本方針改定に向けた庁内体制を担う。(必要に応じて、その他の所管とも調整)



## (参考) 総務企画委員会 所管事務調査について

総務企画委員会：多様なつながりから育む持続可能な地域づくりの推進  
文教経済委員会：教員の働き方改革について  
厚生委員会：乳幼児虐待予防に向けた子育て支援のあり方について  
都市環境委員会：カーボンニュートラルに向けた公共施設のあり方

令和5年(2023年)6月21日議会運営委員会決定事項 から抜粋

### < 所管事務調査とは >

市議会常任委員会が自主的に調査事項(テーマ)を設定し、その委員会が所管する事務について行う調査

(調査期間:委員の任期(2年間)終了まで)

各委員会の専門性を発揮した政策提案や提言を目指し、委員間協議や行政視察など活発な調査活動

調査結果は、所管事務調査報告書として議長へ提出され、本会議で報告